

守谷市文化協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、守谷市文化協会という。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は守谷中央公民館内におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、芸術文化の振興をもって市発展に寄与する。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術祭、文化祭の開催
- (2) 音楽祭、演奏会の開催
- (3) 映画会、演劇、講演
- (4) 芸術、文化に関する講演会の開催
- (5) 郷土芸能の保存
- (6) 広報活動
- (7) その他、目的遂行のための活動

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、守谷市民および市内勤務者ならびに本会に所属する団体の会員で、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
本会は会員の他に学生会員を設ける。

(組 織)

第 6 条 この会に次の組織をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 実行委員会

(総 会)

第 7 条 総会は本会の最高決議機関であり、会長がこれを招集する。
総会は年 1 回以上開催し、次のことを行う。

- (1) 年間計画と事業報告
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改正

(定員及び決議)

第 8 条 総会は代議員制とし、団体会員 10 名に対して 1 名の代議員と個人会員をもって構成する。会議は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(運営委員会)

第 9 条 運営委員会は本会の執行機関であり、監事を除く役員によって構成され会長が必要に応じて招集する。

(実行委員会)

第 10 条 実行委員会は、各事業ごとに必要に応じて組織し、その構成は、運営委員会で決定する。

(役 員)

第 11 条 本会は次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 3 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 事務局次長 | 1 名 |
| (5) 会計 | 2 名 |
| (6) 運営委員 | 若干名 |
| (7) 監事 | 2 名 |

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第 13 条 本会の役員は、総会において選出する。

(顧問及び相談役)

第 14 条 本会の運営委員会の議決を経て顧問および相談役を若干名おくことが出来る。

(会 計)

第 15 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計監査)

第 16 条 本会の会計監査は年 1 回行い、総会において報告する。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日まではする。

(会計年度)

第 18 条 この規約の細則は別に定める。

付則

- 1, この規則は昭和 52 年 6 月 11 日より実施する。
- 2, 昭和 58 年 6 月 11 日一部改正
- 3, 昭和 63 年 4 月 23 日一部改正
- 4, 平成 元 年 4 月 23 日一部改正
- 5, 平成 3 年 4 月 21 日一部改正
- 6, 令和 2 年 5 月 24 日 第 13 条誤記修正
- 7, 令和 4 年 4 月 1 日 第 5 条(学生会員追加)、第 18 条追加
- 8, 付則 1 の年度を昭和 52 年に修正(根拠は平成元年までは昭和 52 年と記載)